

漁具購入機関を設立

水俣
漁協 新日窒の見舞金で

水俣漁協は組合員の漁具、船具などの共同購入機関を設立することになり、このほど新日窒水俣工

場との間に協定書を結び、同工場から見舞い金として三百三十万円が支払われた。

これは三十五年末、水俣町の発生に伴う新日窒と同漁協との漁業紛争の協定で決められた●被病者の子弟を同工場採用する●見舞い一時金を支払う●漁業振興会社を設立し、新日窒は五百万円を融資する——という条件に従ったもので、当初計画された漁業振興会社の設立は事業内容の検討が進められたものの実現の見込みがないため、船の燃料や網など漁業に必要な物資の共同購入機関設立に切り替えられた。

このため新日窒では出資金の一部として市に預託していた三百万円を、その一部にあたる三十万円をプラスした金額を見舞い金として贈った。

これで水俣町発生に伴う新日窒と水俣漁協との紛争条件がすべて履行を終了した。